

議案第 2 号

野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

野田市教育委員会行政組織規則（昭和56年野田市教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月27日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

野田市教育委員会行政組織規則（昭和56年野田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の表に次のように加える。

子ども家庭総合支援課分室	学校教育部指導課
--------------	----------

第18条第1項中「又は所長」を「、所長又は分室長」に改める。

別表第1 学校教育部の項指導課の目中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11 子ども家庭総合支援課分室に関すること。

別表第2に次のように加える。

子ども家庭総合支援課分室	<ol style="list-style-type: none">1 小中学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）からの児童虐待に係る情報収集に関すること。2 学校等からの児童虐待に係る相談に関すること。3 学校等との連絡調整に関すること。4 子ども家庭総合支援課との連携に関すること。
--------------	---

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

令和元年10月1日から、子ども家庭総合支援拠点として児童家庭部内に子ども家庭総合支援課及び野田市教育委員会指導課内に子ども家庭総合支援課分室を新設することから、その組織、職、分掌事務等必要な規定を整備するため、本規則の一部を改正しようとするものである。

野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市教育委員会行政組織規則（昭和56年野田市教育委員会規則第3号）

改 正 案	現 行																																																																										
<p>(教育機関等) 第6条 教育機関等(学校は除く。)は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該教育機関等の所属は、当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関等</th> <th style="text-align: center;">所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市立興風図書館</td> <td>生涯学習部</td> </tr> <tr> <td>野田市視聴覚教材ライブラリー</td> <td>生涯学習部生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>野田市中央公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市東部公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市南部梅郷公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市北部公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市川間公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市福田公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市関宿中央公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市関宿公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市二川公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市木間ヶ瀬公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市鈴木貫太郎記念館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市勤労青少年ホーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市青少年センター</td> <td>生涯学習部青少年課</td> </tr> <tr> <td>野田市学校給食センター</td> <td>学校教育部学校教育課</td> </tr> <tr> <td>野田市関宿学校給食センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども家庭総合支援課分室</td> <td>学校教育部指導課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育機関等の職) 第18条 教育機関等にセンター長、館長、<u>所長又は分室長</u>(以下「教育機関等の長」という。)を置く。 2 前項に定めるもののほか、教育機関等にセンター長補佐、館長補佐又は所長補佐を置くことができる。</p>	教育機関等	所属	野田市立興風図書館	生涯学習部	野田市視聴覚教材ライブラリー	生涯学習部生涯学習課	野田市中央公民館		野田市東部公民館		野田市南部梅郷公民館		野田市北部公民館		野田市川間公民館		野田市福田公民館		野田市関宿中央公民館		野田市関宿公民館		野田市二川公民館		野田市木間ヶ瀬公民館		野田市鈴木貫太郎記念館		野田市勤労青少年ホーム		野田市青少年センター	生涯学習部青少年課	野田市学校給食センター	学校教育部学校教育課	野田市関宿学校給食センター		子ども家庭総合支援課分室	学校教育部指導課	<p>(教育機関等) 第6条 教育機関等(学校は除く。)は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該教育機関等の所属は、当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関等</th> <th style="text-align: center;">所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市立興風図書館</td> <td>生涯学習部</td> </tr> <tr> <td>野田市視聴覚教材ライブラリー</td> <td>生涯学習部生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>野田市中央公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市東部公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市南部梅郷公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市北部公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市川間公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市福田公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市関宿中央公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市関宿公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市二川公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市木間ヶ瀬公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市鈴木貫太郎記念館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市勤労青少年ホーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野田市青少年センター</td> <td>生涯学習部青少年課</td> </tr> <tr> <td>野田市学校給食センター</td> <td>学校教育部学校教育課</td> </tr> <tr> <td>野田市関宿学校給食センター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育機関等の職) 第18条 教育機関等にセンター長、館長又は<u>所長</u>(以下「教育機関等の長」という。)を置く。 2 前項に定めるもののほか、教育機関等にセンター長補佐、館長補佐又は所長補佐を置くことができる。</p>	教育機関等	所属	野田市立興風図書館	生涯学習部	野田市視聴覚教材ライブラリー	生涯学習部生涯学習課	野田市中央公民館		野田市東部公民館		野田市南部梅郷公民館		野田市北部公民館		野田市川間公民館		野田市福田公民館		野田市関宿中央公民館		野田市関宿公民館		野田市二川公民館		野田市木間ヶ瀬公民館		野田市鈴木貫太郎記念館		野田市勤労青少年ホーム		野田市青少年センター	生涯学習部青少年課	野田市学校給食センター	学校教育部学校教育課	野田市関宿学校給食センター	
教育機関等	所属																																																																										
野田市立興風図書館	生涯学習部																																																																										
野田市視聴覚教材ライブラリー	生涯学習部生涯学習課																																																																										
野田市中央公民館																																																																											
野田市東部公民館																																																																											
野田市南部梅郷公民館																																																																											
野田市北部公民館																																																																											
野田市川間公民館																																																																											
野田市福田公民館																																																																											
野田市関宿中央公民館																																																																											
野田市関宿公民館																																																																											
野田市二川公民館																																																																											
野田市木間ヶ瀬公民館																																																																											
野田市鈴木貫太郎記念館																																																																											
野田市勤労青少年ホーム																																																																											
野田市青少年センター	生涯学習部青少年課																																																																										
野田市学校給食センター	学校教育部学校教育課																																																																										
野田市関宿学校給食センター																																																																											
子ども家庭総合支援課分室	学校教育部指導課																																																																										
教育機関等	所属																																																																										
野田市立興風図書館	生涯学習部																																																																										
野田市視聴覚教材ライブラリー	生涯学習部生涯学習課																																																																										
野田市中央公民館																																																																											
野田市東部公民館																																																																											
野田市南部梅郷公民館																																																																											
野田市北部公民館																																																																											
野田市川間公民館																																																																											
野田市福田公民館																																																																											
野田市関宿中央公民館																																																																											
野田市関宿公民館																																																																											
野田市二川公民館																																																																											
野田市木間ヶ瀬公民館																																																																											
野田市鈴木貫太郎記念館																																																																											
野田市勤労青少年ホーム																																																																											
野田市青少年センター	生涯学習部青少年課																																																																										
野田市学校給食センター	学校教育部学校教育課																																																																										
野田市関宿学校給食センター																																																																											

別表第1(第5条)

部	課	分掌事務
(略)		
学校教育部	(略)	
	指導課	1 学校教育方針及び重点施策の策定に関する事 2 教育課程、学習指導、生徒指導等に関する事 3 学校経営の指導助言に関する事 4 学校体育の指導助言に関する事 5 学校人権教育の指導助言に関する事 6 教職員の研修に関する事 7 教育研究団体の育成に関する事 8 学校教育の統計及び調査に関する事 9 児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携に関する事 10 教育相談、就学相談に関する事 11 子ども家庭総合支援課分室に関する事 12 スクールロイヤーに関する事 13 教育委員会アドバイザーに関する事 14 教育支援委員会に関する事 15 いじめ問題対策委員会に関する事

別表第1(第5条)

部	課	分掌事務
(略)		
学校教育部	(略)	
	指導課	1 学校教育方針及び重点施策の策定に関する事 2 教育課程、学習指導、生徒指導等に関する事 3 学校経営の指導助言に関する事 4 学校体育の指導助言に関する事 5 学校人権教育の指導助言に関する事 6 教職員の研修に関する事 7 教育研究団体の育成に関する事 8 学校教育の統計及び調査に関する事 9 児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携に関する事 10 教育相談、就学相談に関する事 11 スクールロイヤーに関する事 12 教育委員会アドバイザーに関する事 13 教育支援委員会に関する事 14 いじめ問題対策委員会に関する事

別表第2(第7条)

教育機関等	分掌事務
野田市立興風図書館	1 野田市立図書館の管理及び運営に関する規則(昭和60年野田市教育委員会規則第13号)第21条第2項に定める事務に関する事 2 コミュニティ会館(中央コミュニティ会館を除く。)の指定管理者の監理に関する事
野田市視聴覚教材ライブラリー	視聴覚教材ライブラリーの事業及び運営に関する事
野田市中央公民館 野田市東部公民館 野田市南部梅郷公民館	野田市公民館管理規則(昭和49年野田市教育委員会規則第2号)第4条に定める事務に関する事

別表第2(第7条)

教育機関等	分掌事務
野田市立興風図書館	1 野田市立図書館の管理及び運営に関する規則(昭和60年野田市教育委員会規則第13号)第21条第2項に定める事務に関する事 2 コミュニティ会館(中央コミュニティ会館を除く。)の指定管理者の監理に関する事
野田市視聴覚教材ライブラリー	視聴覚教材ライブラリーの事業及び運営に関する事
野田市中央公民館 野田市東部公民館 野田市南部梅郷公民館	野田市公民館管理規則(昭和49年野田市教育委員会規則第2号)第4条に定める事務に関する事

野田市北部公民館 野田市川間公民館 野田市福田公民館 野田市関宿中央公民館 野田市関宿公民館 野田市二川公民館 野田市木間ヶ瀬公民館		野田市北部公民館 野田市川間公民館 野田市福田公民館 野田市関宿中央公民館 野田市関宿公民館 野田市二川公民館 野田市木間ヶ瀬公民館	
野田市鈴木貫太郎記念館	1 鈴木貫太郎記念館の維持管理に関すること。 2 鈴木貫太郎記念館の資料の収集及び保管に関すること。 3 資料の貸借に関すること。 4 資料の刊行に関すること。 5 その他鈴木貫太郎記念館の運営に関すること。	野田市鈴木貫太郎記念館	1 鈴木貫太郎記念館の維持管理に関すること。 2 鈴木貫太郎記念館の資料の収集及び保管に関すること。 3 資料の貸借に関すること。 4 資料の刊行に関すること。 5 その他鈴木貫太郎記念館の運営に関すること。
野田市青少年センター	1 青少年の相談に関すること。 2 有害図書に関すること。 3 青少年の非行防止及び補導に関すること。 4 青少年補導員に関すること。 5 青少年センターの維持管理に関すること。 6 その他青少年センターの運営に関すること。	野田市青少年センター	1 青少年の相談に関すること。 2 有害図書に関すること。 3 青少年の非行防止及び補導に関すること。 4 青少年補導員に関すること。 5 青少年センターの維持管理に関すること。 6 その他青少年センターの運営に関すること。
野田市勤労青少年ホーム	野田市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第5号)第3条に定める事業に関すること。	野田市勤労青少年ホーム	野田市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第5号)第3条に定める事業に関すること。
野田市学校給食センター	1 施設の維持管理に関すること。 2 学校給食用物資の購入、調理及び運搬に関すること。 3 学校給食費の収納に関すること。 4 自校方式給食調理校担当栄養士及び野田業務サービス株式会社との連絡調整に関すること。 5 その他学校給食センターの運営に関すること。	野田市学校給食センター	1 施設の維持管理に関すること。 2 学校給食用物資の購入、調理及び運搬に関すること。 3 学校給食費の収納に関すること。 4 自校方式給食調理校担当栄養士及び野田業務サービス株式会社との連絡調整に関すること。 5 その他学校給食センターの運営に関すること。
野田市関宿学校給食センター	1 施設の維持管理に関すること。 2 学校給食用物資の購入、調理及び運搬に関すること。 3 学校給食費の収納に関すること。 4 自校方式給食調理校担当栄養士及び野田業務サービス株式会社との連絡調整に関すること。	野田市関宿学校給食センター	1 施設の維持管理に関すること。 2 学校給食用物資の購入、調理及び運搬に関すること。 3 学校給食費の収納に関すること。 4 自校方式給食調理校担当栄養士及び野田業務サービス株式会社との連絡調整に関すること。

	5 その他関宿学校給食センターの運営に関する事。	5 その他関宿学校給食センターの運営に関する事。
子ども家庭総合支援課分室	1 小中学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）からの児童虐待に係る情報収集に関する事。 2 学校等からの児童虐待に係る相談に関する事。 3 学校等との連絡調整に関する事。 4 子ども家庭総合支援課との連携に関する事。	